一般社団法人　大阪府耳鼻咽喉科医会　定款

第１章　総則

（名　称）

第１条　本会は、一般社団法人大阪府耳鼻咽喉科医会と称する。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　本会は、日本臨床耳鼻咽喉科医会、日本耳鼻咽喉科学会及び大阪府医師会との連携のもと、医道の高揚、耳鼻咽喉科の医学・医術の発展普及に関する事業を行い、公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 医道の高揚に関する事項
(2) 医師の生涯研修に関する事項
(3) 耳鼻咽喉科の技術の向上に関する事項
(4) 休日等救急医療に関する事項
(5) 学校保健の向上に関する事項
(6) 耳鼻咽喉科疾患に関する啓発普及と相談に関する事項
(7) 耳鼻咽喉科領域の疾病構造・疾病分布の調査研究、情報収集及び情報提供に関する事項
(8) 地域保健の向上に関する事項
(9) 地域医療の推進発展に関する事項
(10) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
(11) 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項
(12) 医学、医療の国際交流に関する事項
(13) 保健医療の充実に関する事項
(14) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

２　前項の事業は大阪府域において行うものとする。

第３章　会員

（組織及び会員の資格）

第５条　本会は医師をもって組織し、本会の目的及び事業に賛同する次に掲げる個人であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

(1) 正会員

A 会員

A1 会員　大阪府内において病院・診療所を開設あるいは管理する医師またはそれに準じる医師であって大阪府医師会員である者

A2 会員　前項のうち会費免除者

B 会員

B1 会員　大阪府内において病院・診療所・教育研究機関又は行政機関に勤務している医師

B2 会員　前項のうち会費免除者

C 会員　A会員及びB会員に該当しなくなった場合において、当該会員が引き続き正会員となる意思を有し、理事会の承認を受けた者

(2) 名誉会員　本会の正会員であった者のうち本会に功績があった者と理事会が決定した者

(3) 特別会員　学識、見識などを鑑み理事会が特に会員と認めた者

2　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3　一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会大阪府会員はA1 会員、B1 会員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みを会長にし、理事会の承認を受けなければならない。

2　会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前項と同様にその届出をしなければならない。

3　本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、理事会がその再入会を承認することができる。

（入会金及び会費）

第７条　正会員は、総会の決議において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2　前項の規定に関わらず、会長は、第９条第６項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同第１項に基づく処分を行うことができる。

（会員の制裁）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの
(3) その他正当な事由があるとき

2　前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3　戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4　除名は、総会の決議を経て行う。

5　第３項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知する。

6　裁定委員会は、第１項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

（会員資格の喪失）

第１０条　第８条第１項及び前条第４項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。
(2) 総正会員が同意したとき。
(3) 当該会員が死亡し若しくは医師でなくなったとき、又は解散したとき。

第４章　　総会

（構　成）

第１１条　総会は、すべての正会員をもって構成する。

2　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権　限）

第１２条　総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会金及び会費の賦課徴収及び減免に関する事項
(2) 会員の除名
(3) 理事及び監事の選任又は解任
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 理事及び監事の報酬等の額
(6) 定款の変更
(7) 解散及び残余財産の処分
(8) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項
(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１３条　総会は、定時総会として毎年度１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第１４条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が

招集する。

2　総正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議　長）

第１５条　総会の議長及び副議長は、総会において正会員の中から各１名選出する。

（議決権）

第１６条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決　議）

第１７条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1)　会員の除名

(2)　監事の解任

(3)　定款の変更

(4)　解散

(5)　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

第１８条　正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2　前項の代理権の授与は総会ごとにしなければならない。

（書面による議決権の行使）

第１９条　書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本会に提出して行う。

2　前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

（議事録）

第２０条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員

（役員の設置）

第２１条　本会に、次の役員を置く。

(1) 理　事　　15 名以上 27 名以内

(2) 監　事　　 2 名

２　理事のうち１名を会長、３名を副会長とする。

３　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

４　本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

５　本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（役員の選任）

第２２条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

３　会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、副会長の中から、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。

４　副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により、他の副会長がその職務を代行する。

５　会長及び副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２５条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２６条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第２７条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（顧問及び相談役）

第２８条　本会に、任意の機関としてそれぞれ顧問及び相談役を置く。

２　顧問及び相談役は、次の職務を行う。

⑴　会長の相談に応じること

⑵　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

３　顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

４　顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

第６章　理事会

（構　成）

第２９条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第３０条　理事会は、次の職務を行う。

⑴　本会の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　会長及び副会長の選定及び解任

（招　集）

第３１条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　裁定委員会

（裁定委員会）

第３４条　本会に、裁定委員会を置く。

２　裁定委員会は、7 名の裁定委員をもって組織する。

（裁定委員の選任）

第３５条　裁定委員は、本会会員の中から、総会において選任する。

（裁定委員の任期）

第３６条　裁定委員の任期は、第 25 条第１項（理事の任期）の規定を準用する。

２　任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

（裁定委員の兼職禁止）

第３７条　裁定委員は、本会の役員並びに総会議長若しくは副議長を兼ねることはできない。

（身分に関する裁定）

第３８条　裁定委員会は次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

(1) 第６条第３項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項

(2) 第９条第６項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項

(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

２　前項の制裁を行なうにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えねばならない。

（紛議に関する調停）

第３９条　裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

（裁定委員会に関する規則）

第４０条　裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第８章　委員会

（委員会の設置）

第４１条　会長又は総会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

２　委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、総会が設置する委員会に関しては、総会の決議を経て、別に定める。

第９章　資産及び会計

（事業年度）

第４２条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４３条　本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第４４条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第１０章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４５条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第４６条　本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配）

第４７条　本会は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第４８条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１１章　公告の方法

（公告の方法）

第４９条　本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１２章　事　務　局

（設置等）

第５０条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局の職員は、会長が任免する。

３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

第１３章　雑則

（委　任）

第５１条　この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

（会長等に関する措置）

２　本会の最初の役員は、次のとおりとする。

理事会長	浅井英世		
理事副会長	櫟原茂之	中山堯之	佐野光仁
理　　事	津田守	島田健一	阪上博史
	佐野由紀子	須藤直廣	川嵜良明
	奥村隆司	蔦佳明	有賀秀治
	坂哲郎	坂本平守	菊守寛
	松田泰明	中村晶彦	岡本純一
	川上理郎	井口広義	岩井大

西池季隆　　寺尾恭一　　寺田哲也
監　　事　　吉田淳一　　後藤和彦

(裁定委員に関する経過措置)

3　この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(委員会委員に関する経過措置)

4　この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

5　この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

6　整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第４２条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(平成 26 年 5 月 21 日　一部変更)
(平成 28 年 5 月 25 日　一部変更)
(令和 元年 6 月 8 日　一部変更)
(令和 7 年 6 月 21 日　一部変更)